

周南市監査委員 久行 竜二

周南市監査委員 土屋 晴巳

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和3年5月19日に議長及び市長等に提出し、令和3年5月31日に議会報告されています。）

1 監査の対象

上下水道局

総務課、企画調整課、財政課、料金課、水道工務課、下水道工務課、浄水課、下水道施設課、水質管理課

2 監査の範囲

令和2年4月から12月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和3年2月15日（月）から5月19日（水）まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

ア 各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式が使用されているか。また、帳簿等の整備記帳、各種証拠書類の整理保存等は、適正に行われているか。

イ 内部統制が有効に機能しているか。

(2) 収入事務

ア 納期限の設定は適切か。

(3) 支出事務

ア 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。

(4) 契約事務

ア 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除する、いわゆる歩切りを行っているものはないか。

イ 収入印紙は契約金額に応じて貼付され、かつ、消印されているか。

ウ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。また、公表を要する公共工事の場合、契約の内容を公表しているか。

(5) 財産管理事務

ア 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

総務課

(1) 支出事務

ア 時間外勤務手当の時間数の集計について、過小となっているものがあった。

料金課

(1) 収入事務

ア 水道料金の減免について、周南市上下水道局事務決裁規程に基づく決裁がされていないものがあった。